

令和7年度「適合証明技術者業務講習」受講案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行うことができます。

「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

(1)主催者 共催：一般社団法人山形県建築士事務所協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
協力：独立行政法人住宅金融支援機構

(2)受講対象者 建築士事務所に所属する建築士

(3)開催形式 **オンライン講習**
(申込書に記載されたメールアドレスにID、パスワードが通知されます。)

(4)日時 受付期間：令和7年8月6日(水)～8月29日(金)

実施期間：令和7年9月24日(水)～10月7日(火) または、
令和7年11月12日(水)～11月25日(火)
※ 上記いずれかの期間に受講していただきます。
※ 受講期間内であれば、24時間いつでも受講することができます。
(受講期間最終日の24時までに講習内容のすべてを終える必要があります)

(5)申請方法 ①申込期間内に、申込に必要な書類一式を「郵送」で提出してください。

②受講料及び該当する登録料を下記口座にお振込みいただき、振込明細のコピーを添付して必要書類と共に提出してください。(振込手数料は各自ご負担ください。)

口座番号	きらやか銀行 本店営業部 普通 0001748
口座名義	シヤ)ヤマガタケンケンチクシムシヨキョウカイ 一般社団法人 山形県建築士事務所協会

③受講料及び登録料

登録期間	登録料	受講料	合計
1 年間	6,650 円	15,400 円	22,050 円
2 年間	13,300 円		28,700 円
3 年間	19,950 円		35,350 円

(6)講習時間割

時間	内容
(10 分)	あいさつ
(185 分、 休憩を含む)	適合証明業務の概要・意義、手続・対象となる住宅・流れ、一戸建て等、耐久性基準、マンション、既存住宅状況調査結果活用、フラット 35S・維持保全型、検査省略、書式、検査過誤事例・Q&A、適合証明業務システム など
(15 分)	理解度確認チェック

(7)CPD 建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムとなる予定（3 認定時間）。

(8)送 付 先 〒990-0023 山形市松波 4 丁目 1-15
(登録窓口) (一社)山形県建築士事務所協会 まで

(9)注意事項

■ テキスト等の送付

受講期間開始日の 1 週間前を目途に、(一社)日本建築士事務所協会連合会から勤務先のご住所へ、講習テキスト「適合証明技術者実務手引 令和 5 年度改訂版」、オンライン講習受講マニュアル等、資料を送付します。

受講期間開始日の 3 日前になっても届かない場合は、(一社)日本建築士事務所協会連合会 (sysop@njr.or.jp) までタイトルを「適合講習：テキスト等未達」とし、ご連絡ください。

■ アカウント情報等の送付

受講期間開始日の 3 日前を目途に、(一社)日本建築士事務所協会連合会から申請いただいたメールアドレスへ、アカウント情報とログイン URL を送付します。

受講期間開始日になっても届かない場合は、迷惑メールフォルダ等もご確認のうえ (一社)日本建築士事務所協会連合会 (sysop@njr.or.jp) までタイトルを「適合講習：アカウント情報等未達」とし、ご連絡ください。

■ その他

- 登録予定建築士本人以外は受講できません。
- 講習を受講しない場合、「適合証明技術者登録証明書」は交付されません。受講を完了しない（理解度確認チェックを提出しない）場合も同様です。
- 理解度確認チェックに合否はありませんので、理解度確認チェックの提出で受講は終了です。
- 「適合証明技術者登録証明書」は、2026 年 3 月中旬以降、登録機関事務局から技術者宛てに簡易書留で郵送します。
- 納入された受講料は、主催者の責により講習を受講できなかった場合を除き、返還しません。

動画視聴環境について

「適合証明技術者業務講習」のオンライン講習は、株式会社サイバー大学が提供する Cloud Campus のサービスを利用しています。受講にあたっては、必ず以下の項目をご確認ください。

■ Web カメラについて

Web カメラを使用した顔認証（生体認証）で本人確認を行いますので、Web カメラがない場合は受講できません。以下の Web カメラが使用できるかご確認ください。

- パソコン内蔵のカメラ
- 外付けカメラ（30 万画素以上で認識する Web カメラ）
- モバイル端末のカメラ（スマートフォン、タブレット等）

動画視聴前に、2 回連続でカメラ撮影を行います。1 回目の撮影で本人画像を登録し、2 回目の撮影で動画視聴の際の本人確認を行います。理解度確認チェック開始前にも同様に撮影し、本人確認を行います。

カメラ撮影では、マスク等の顔を覆うものはご使用いただけません。エラーで、再撮影となります。

■ 推奨環境について

以下の URL から、最新の推奨環境をご確認ください。

[Cloud Campus サイト] <https://cc.cyber-u.ac.jp/about/function/#environment>

※ 2020 年 12 月 31 日の Adobe Flash Player サポート終了に伴い、Microsoft Edge、Internet Explorer での顔認証機能がサポート対象外となったため、同ブラウザでの受講が不可となりました。そのため、Google chrome または Safari が推奨環境とされておりますので、環境を整えていただき、ご受講いただきますようお願いいたします（最新のブラウザ推奨バージョンについては、Cloud Campus サイトでご確認ください）。

■ 注意事項

- ブラウザの表示倍率を 100%にして視聴してください。150%等の倍率ですと、動画全体が表示されない場合があります。（ctrl キー+マウスのホイール上下で調整可能）
- Cloud Campus を操作する際は、ブラウザの [戻る] [停止] [更新] などのボタンは使用しな

いでください。セッションエラーが発生する場合があります。

- 別のログイン ID で同じブラウザを使用するとエラーが発生します。サインアウトをしてからご利用ください。
- サインイン後、30 分以上操作をしない状態が続くとタイムアウトとなり、自動的にサインアウトします。ご利用の際は再度、サインインしてください。
- サーバーのメンテナンス等により、受講できない時間帯が発生することがありますので、時間に余裕をもって受講してください。

(参考)

「適合証明技術者」として登録できる方の要件

登録申請予定の**建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士または木造建築士**であり、「**適合証明技術者業務講習**」を受講し、登録を希望する方で**既存住宅状況調査技術者資格を有する方**。

- ※1 ひとつの建築士事務所で複数の者が登録をする場合、登録申請は別々に行ってください。
- ※2 すべての二級建築士および二級建築士事務所に所属する一級建築士においては、地上階数3以上の共同建ての住宅（マンション）に係る適合証明業務に関して、建築士法第3条の2および第3条の3に定めるものに限って行うことができます。また、すべての木造建築士および木造建築士事務所に所属する建築士においては、マンションに係る適合証明業務を行うことができません。
- ※3 「住宅金融支援機構 フラット 35（中古住宅）等適合証明技術者支援情報（URL：<https://www.kyj.jp>）」（以下「支援情報サイト」という。）で適合証明技術者の登録情報（事務所名、事務所所在地、適合証明技術者名、建築士資格種別、TEL、FAX 等）を公開いたしますのでご了解のうえ申請してください。



講習受講対象者

建築士事務所に所属する建築士で、既存住宅状況調査技術者資格を有する者

- ※ 申請時に2026年4月1日以降有効な資格を有していなくとも構いません。ただし、2026年4月1日から業務を行う場合、**2025年度内に既存住宅状況調査技術者講習を修了し、資格取得後の書類を2026年2月末までにご提出いただく必要があります。**